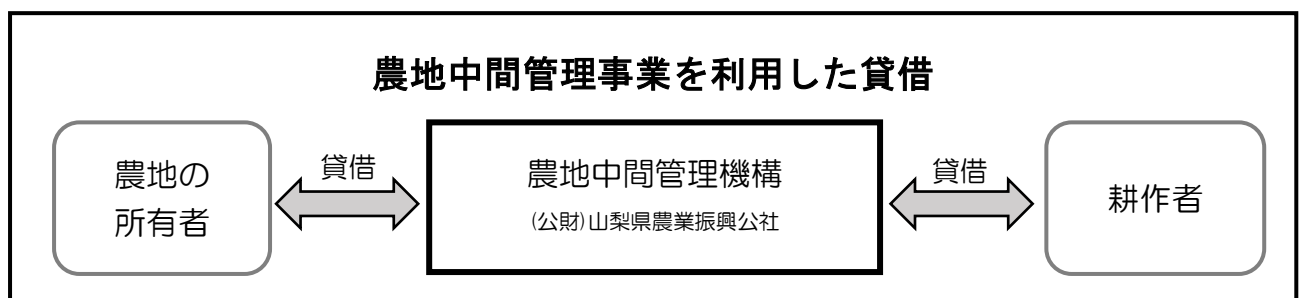


農地の貸借の方法が変わりました！

農地を貸借する方法が 農地銀行から農地中間管理事業へ一本化されました！

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地を貸借する方法は、令和7年1月8日の受付をもって従来の農地銀行制度を利用することができなくなり、農地中間管理事業を利用する方法に一本化されました。

なお、従来の農地銀行により設定した貸借の内容は、貸借期間が満了するまで有効です。



◆農地中間管理機構とは、農地の所有者から農地を借り受け、耕作者に転貸する「農地中間管理事業」を実施する機関として、都道府県知事が指定する公的機関です。山梨県では、(公財)山梨県農業振興公社が農地中間管理機構に指定されています。

農地中間管理事業を利用するメリット

出し手のメリット

- ・ 賃料は農地中間管理機構から確実に支払われます。
(指定する口座への振込となります。)
- ・ 契約期間満了後に必ず農地は返ってきます。

受け手のメリット

- ・ 複数の地権者から農地を借りる場合でも、賃料をまとめて農地中間管理機構に払えばよいので、手間がかかりません。
- ・ 公的機関を介した貸借契約となるので、借受期間中は安心して耕作ができます。

従来の農地銀行との違い

- ・ 契約の相手は貸し手、借り手ともに農地中間管理機構となります。
- ・ 賃借料の支払いは、農地中間管理機構経由で行われます。
- ・ 貸借期間の終期は12月31日に統一されます。

従来の農地銀行と変わらないところ

- ・ 契約内容（賃借料、貸借年数等）は所有者と耕作者の間に決めていただきます。
- ・ 農地の貸し手、借り手の結び付けは甲府市農地銀行推進員が仲介します。
- ・ 契約期間満了後に必ず農地は所有者に返還されます。

農地中間管理事業を利用する際の注意事項

- ・ 従来の農地銀行よりも手続きに時間を要しますので、営農計画に合わせて手続きが完了できるように、余裕を持って書類の提出をお願いします。（最短で3～4ヶ月程度）
- ・ 貸借期間を遡って契約することはできません。
- ・ 農地の所有者が亡くなっており、相続登記が完了していない場合は、法定相続人全員からの貸借に関する同意が必要です。（戸籍等を取得し法定相続人を調べるため、通常より時間を要します。）
- ・ 農地の所有者が複数人の共同名義となっている場合は、共同名義人全員からの貸借に関する同意が必要です。
- ・ 市街化区域の農地では、利用することができません。農地法第3条による手続きとなりますので、市街化区域の農地の貸借をする際は甲府市農業委員会事務局へ申請手続きをお願いします。
- ・ 公図が存在しない農地や筆界未定の農地は、利用することができません。公図と現況が著しく異なっている農地についても、利用できないことがあります。

◆農地中間管理事業の手続きについては、地域の農地銀行推進員または甲府市農業委員会事務局から必要書類をもらって、必要事項を記入して甲府市農業委員会事務局に提出してください。（農地銀行推進員経由で提出も可）

◆制度に関するお問い合わせは、甲府市農業委員会事務局までお願いします。

【問い合わせ先】

甲府市農業委員会事務局 振興係
電話 055-237-5892